

働きやすく生産性の高い企業・職場表彰実施要領

平成28年8月5日
職業安定局長

1 趣旨

人口減少下においても力強い成長を実現させるためには、労働者一人ひとりの労働生産性の向上を通じて「生産性革命」を図るとともに、「希望出生率1.8」や「介護離職ゼロ」を達成できるような誰もが安心して働き続けられる魅力ある職場づくり（雇用管理改善）を強力に推進する必要がある。

このため、「労働生産性の向上」と「雇用管理改善」（魅力ある職場づくり）を両立させ、他の規範となるような優良な取組を行っている企業等を表彰し、これを広く国民に周知することにより、企業の取組を促進することを目的とする。

2 表彰の名称

名称を「働きやすく生産性の高い企業・職場表彰」とする。

3 表彰の対象

労働者一人ひとりの労働生産性向上の取組が図られていることと同時に、魅力ある職場づくり（雇用管理改善）を実現している企業等のうち、大企業部門・中小企業部門毎に優秀な事例について、以下の賞を授与する。

- (1) 最優秀賞（厚生労働大臣賞）：総合的に最も優れたもの（1者程度）
- (2) 優秀賞（職業安定局長賞）：総合的に優秀なもの（2～3者程度）
- (3) 奨励賞（職業安定局長賞）：ユニークな取組により成果を上げたもの

4 募集

募集は年1回、公募により行うものとする。

郵送・FAX等により事務委託先団体が受け付けるものとする。

5 選考及び決定の方法

- (1) 事務委託先団体に設置する選考委員会において審査・選抜し、厚生労働大臣が決定する。
- (2) 選考委員会は、外部有識者等により構成するものとする。
- (3) 表彰数は、年度毎に概ね20件以内とする。

6 その他

- (1) 表彰に係る事務は、職業安定局雇用開発部雇用開発企画課の管理の下、事務委託先団体が行う。
- (2) 募集要項及び応募用紙は、厚生労働省ホームページに掲載する。
- (3) 受賞企業には、毎年3月に表彰状の授与等を行うことを原則とするが、特に必要があると認めるときには、随時、別の方法をもって行うこととする。